

千葉県児童福祉施設等市単措置費実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市が児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号、以下「法」と言う。）第27条第1項第3号又は第2項の規定により児童福祉施設等（千葉市の設置する施設を除く。）に措置した場合、同法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助事業を行う者に委託した場合並びに法第23条第1項の規定により母子生活支援施設における保護の実施をした場合に措置費を支弁することにより、施設に措置されている児童等の処遇向上を図ることを目的とする。

(費目の種類)

第2条 費目の種類、支弁対象児童等、経費の使途及び支弁額の算式は、別表第1のとおりとする。

2 保護単価は、別表第2のとおりとする。

(支払いの方法)

第3条 民間施設（里親を含む。以下同じ）については、四半期ごとに概算払いとし、四半期ごとに精算するものとする。ただし、主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親については各月精算払いとする。

2 公立施設については、四半期ごとに精算払いとする。ただし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設及び主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設については各月精算払いとする。

(請求の方法)

第4条 四半期ごとに概算払いをする施設は、当該四半期の前月5日までに様式第1号により請求し、当該四半期終了の翌月7日までに様式第2号に様式第3号を添付し、精算するものとする。

2 四半期ごとに精算払いをする施設は、当該四半期終了の翌月10日までに様式第2号に様式第3号を添付し、請求するものとする。

3 各月ごとに精算払いをする施設は、各月終了の翌月10日までに様式第2号に様式第3号を添付して請求するものとする。ただし、里親については仕分書によることができるものとする。

(市外施設の支弁特例)

第5条 市外の施設等については、施設等を所管する都道府県（政令指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）の支弁方法により措

置費を支払うことができるものとする。

(協議)

第6条 この要綱により重度加算費の支弁を受けようとする施設長は、年度当初に、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設については様式第4号により、福祉型児童発達支援センターについては様式第4号の2により、千葉市児童相談所長（以下「相談所長」という。）に協議しなければならない。

2 前項の協議後に変更があった場合は、10日以内に前項に準じ協議しなければならない。

(認定)

第7条 前条の規定により当該施設長から協議を受けた相談所長は、内容を審査し適当と認めたものについて、当該年度の期間これを認定するものとする。

2 児童福祉法による国庫措置費の重度加算費と、この要綱による重度加算費の重複支弁は認めないものとする。

(支弁の停止)

第8条 この要綱による費用の支弁は、高額繰越金等（前年度末における当期末未払資金残高（繰越金）及び積立金（引当金）の合計額が、当該施設会計の経常収入計（各引当金戻入を除く前年度収入決算額）の6ヶ月分相当額以上）を有する施設には行わない。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 千葉市児童福祉施設等市単措置費実施要領（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年3月9日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月25日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

ただし、第3条第2項、第4条第2項及び第3項並びに別表第1及び別表第2における「知的障害児施設」及び「知的障害児通園施設」の名称の改正規定は、平成11年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

費目の種類	支弁対象児童等	経費の用途	支弁額の算式	備考					
生活指導訓練費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、盲児又は知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設若しくは主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童であって区分表に該当するもの	児童の社会への適応性の向上を図るための生活指導訓練に必要な経費	区分別月額保護単価×その月初日の区分別在籍措置児童数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>区分</td></tr><tr><td>3歳以上児</td></tr><tr><td>小学生</td></tr><tr><td>中学生</td></tr><tr><td>高校生等</td></tr></table>	区分	3歳以上児	小学生	中学生	高校生等	1 精算の際に、在学証明書を添付すること。 2 不就学児童については、あらかじめ各所管課長に届け出ること。
区分									
3歳以上児									
小学生									
中学生									
高校生等									
保育材料費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、盲児又は知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設若しくは児童発達支援センターの就学前措置児童若しくは乳児院の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への就学前委託措置児童	幼児の保育に必要な絵本・折紙等の文具材料・玩具等の購入費	月額保護単価×その月初日の就学前在籍措置児童数						
冬期暖房費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、盲児又は知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター若しくは乳児院（各施設とも民間に限る。）の措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童	児童の冬期（11月～3月）に必要な暖房経費	1 入所施設 月額保護単価×その月初日の在籍措置児童数 2 福祉型児童発達支援センター 月額保護単価×その月初日の在籍措置児童数						
給食指導費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として盲児又は知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は乳児院（各施設とも市内在所に限る。）において児童の給食指導に携わる保育士、児童指導員及び介助員（以下「給食指導員」という。）	児童の給食指導の際に要する主食費・副食費等	1 児童養護施設、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設及び乳児院 月額保護単価×市が指定した給食指導員数 2 福祉型児童発達支援センター 月額保護単価×市が指定した給食指導員数	給食指導員数は、年度当初各施設ごとに市が指定した職員数とする。ただし、下記の施設にあっては次式で算出された数とする。 1 児童養護施設 3歳未満児数 2 就学前児童数（3歳未満児童を除く） 4 2 乳児院 児童数 1. 7 （小数点以下は切り上げとする。）					
特別加算費	市外の児童福祉施設等（助産施設及び保育所を除く。）に措置されている児童	その児童の監護に係る経費及び施設管理費	各都道府県（政令指定都市・中核市及び児童相談所設置市を含む。）で						

			定めた算式及び額	
特別療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設（民間に限る。）へ入所措置されている児童	その児童の監護に係る経費及び施設管理費	月額保護単価×その月初日の在籍措置児童数	
重度加算費	主として知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター（民間に限る。）の措置児童であって別に定める重度児認定基準により、相談所長が重度児であると認定したもの（ただし、児童福祉法による国庫措置費のうちの重度加算費を受給していない児童に限る。）		1 主として知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 月額保護単価×その月初日の重度児認定在籍措置児童数 2 福祉型児童発達支援センター 月額保護単価×その月初日の重度児認定在籍措置児童数	1 重度児の認定は、様式第4号又は第4号の2により相談所長に認定されたものとする。 2 精算の際に、認定書の写しを添付する。
新年特別給食費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設若しくは乳児院（各施設とも民間に限る。）の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童	新年の特別給食（もち代等）に要する経費	年額保護単価×1月1日在籍措置児童数	概算請求においては、12月1日在籍措置児童数とする。
飲食物料加算費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設若しくは乳児院（各施設とも民間に限る。）の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童	児童等の副食費又は間食費	月額保護単価×その月初日の在籍措置児童数	
各種行事費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる医療型障害児	施設において、各種行事を行うために要する経費	年額保護単価×8月1日在籍措置児童数	概算請求においては、6月1日在籍措置児童数とする。

	入所施設又は乳児院（各施設とも民間に限る。）の入所措置児童			
入進学助成費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、知的障害児、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設若しくは主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童であって、高等学校（職業能力開発校等を含む。）又は特別支援学校高等部の第1学年に入学するもの	入学のための支度準備に要する経費	1 高等学校 年額保護単価× 高等学校入学在籍措置児童数 2 特別支援学校 高等部 年額保護単価× 特別支援学校高等部入学在籍措置児童数	1 精算の際に、在学証明書を添付すること。 2 請求金額（限度額）については、経費内訳書（様式第5号の2）を添付すること。 〔年額とは最高限度額であり、限度額に満たないものは実費払いとする。〕
赤痢菌等衛生費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター、主として肢体不自由児又は重症身障害児を入所させる医療型障害児入所施設若しくは乳児院の措置児童又は市内在所施設の職員並びに小規模住居型児童養育事業所への委託措置児童及び職員	赤痢菌培養検査又は各種予防接種等に必要経費	年額保護単価×実施月の在籍措置児童数及び職員数	1 赤痢菌検査は年2回以上行うこと。 2 請求は第4・四半期の精算払いとし、様式第6号及び第6号の2を添付すること。 〔年額とは最高限度額であり、限度額に満たないものは実費払いとする。〕
就職支度費	児童養護施設、児童心理治療施設、主として肢体不自由児、知的障害児、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設若しくは主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童	就職のための支度又は準備に要する経費	年額保護単価×就職する在籍措置児童数	精算の際に、採用を証明する書類を添付すること。
教育費	児童養護施設、児童心理治療施設若しくは障害児入所施設の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童であって、義務教育諸学校に在学中のもの	児童の教育に必要な学用品費（ノート、鉛筆又は参考書等）に要する経費	月額保護単価×その月初日の義務教育諸学校在学在籍措置児童数	精算の際に、在学証明書を添付すること。
特別育成費	児童養護施設、児童心理治療施設、障害児入所施設の入所措置児童並びに小規模住居型児童養育事業所又は里親への委託措置児童であって、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に在学中のもの	児童の高等学校就学に必要な経費（授業料、学用品費、教材費又は通学費等）	月額保護単価×その月初日の高等学校在学在籍措置児童数	精算の際に、在学証明書を添付すること。

別表第2

費目の種類	区 分	保護単価	備 考
生活指導訓練費	3 歳 以 上 児	6 9 0 円	月 額
	小 学 生	9 2 0 円	〃
	中 学 生	1, 3 0 0 円	〃
	高 校 生 等	1, 7 8 0 円	〃
保育材料費	-----	5 4 0 円	〃
冬期暖房費	入 所 施 設	9 3 0 円	〃
	通 所 施 設	6 4 0 円	〃
給食指導費	児 童 養 護 施 設 乳 児 院	1 0, 0 0 0 円	〃
	主として知的障害児又は盲児 を入所させる福祉型障害児入 所 施 設	1 7, 8 4 0 円	〃
	福祉型児童発達支援センター	8, 9 2 0 円	〃
特別加算費	-----	各都道府県政令指定都市・中核市・ 児童相談所設置市で定めた額	
特別療育費	-----	4 6, 6 3 0 円	月 額
重度加算費	主として知的障害児を入所さ せる福祉型障害児入所施設	4 6, 6 3 0 円	〃
	福祉型児童発達支援センター	2 3, 3 1 0 円	〃
新年特別給食費	-----	1, 9 2 0 円	年 額
飲食物費加算費	-----	2, 7 1 0 円	月 額
各種行事費	-----	1, 8 1 0 円	年 額
入進学助成費	高 等 学 校	6 2, 1 0 0 円	〃
	特別支援学校高等部	4 4, 1 5 0 円	〃
赤痢等衛生費	-----	4, 0 0 0 円	〃
就職支度費	-----	2 5, 0 0 0 円	〃
教 育 費	-----	1, 0 0 0 円	月 額
特別育成費	-----	3, 0 0 0 円	〃

様式第1号

請 求 書

平成 年 月 日

(あて先)
千葉市長 様

所在地
法人名
施設名
代表者氏名 印

次のとおり請求します。

金 _____ 円

ただし、平成 年度第 四半期分千葉市児童福祉施設等市単措置
費（概算）として

当期概算額の算出内訳

月 1 日現在千葉市措置児 名

区分		単 価	員 数	金 額
生活指導訓練費	3 歳以上児	月額 円	人	円
	小学生	月額		
	中学生	月額		
	高校生等	月額		
保育材料費		月額		
飲食物加算費		月額		
教育費		月額		
冬期暖房費		月額		
新年特別給食費		月額		
各種行事費		月額		
合計金額				
①×0.9の額				

様式第2号

請 求 書

平成 年 月 日

(あて先)
千葉市長 様

所在地
法人名
施設名
代表者氏名 印

次のとおり請求します。

金 _____ 円

ただし、平成 年度第 四半期分千葉市児童福祉施設等市単措置
費（精算）として

様式第 4 号

平成 年度重度児認定書

施設名

番号	氏名	姓名	年齢	入 所 年月日	重 度 認定の 可 否	重度児内訳 (該当欄に○)			児童の 所 見 I Q 等	主として重 症心身障害 児を入所さ せる医療型 障害児入所 施設退所年 月日
			生年 月日			国		市		
						30%	25%			

上記のとおり認定します。

平成 年 月 日

千葉県児童相談所長

印

様式第5号

在学証明書

施設名	
里親名	

児童氏名	生年月日	学年区分	備考

上記のとおり本校に在学していることを証明します。

平成 年 月 日

学校長

印

様式第5号の2

入進学助成費経費内訳書

児童氏名		
学校名		公・私

経費内訳	金額
1 入学金等納付金	円
2 制服	
3 学校指定学習用具	
4 その他通学用具	
合計	円

上記のとおり支出したことを証明する。

平成 年 月 日

施設名

代表者名

(里親)

印

